

入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

区分		食事療養費標準負担額 (1食あたり)
①	一般の方	490円
②	住民税非課税の世帯に 属する方（③を除く）	230円
③	②のうち、所得が 一定基準に満たない方など	110円

※小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者の方は、自己負担額が軽減されます。

※住民税非課税世帯の方は『限度額適用・標準負担額減額認定証』の申請が必要となります。

※マイナンバーカードを保険証として利用できる場合は、オンライン資格確認により、『限度額適用・標準負担額減額認定証』が不要となります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます